

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月10日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第3号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第22条 略 2・3 略 4 地域交流部SAGA2024・SSP推進局にスポーツ総括監を置くことができる。 5～12 略 <u>13</u> 略 第23条 略 2～10 略 11 推進監は、上司の命を受けて、 <u>SAGAスポーツピラミッド構想（以下「SSP構想」という。）</u> に関する事務を掌理する。 12～18 略	第22条 略 2・3 略 4 地域交流部SAGA2024・SSP推進局に <u>SSP総括監及び</u> スポーツ総括監を置くことができる。 5～12 略 <u>13 SSP総括監は、上司の命を受けて、SAGAスポーツピラミッド構想（以下「SSP構想」という。）に関する事務を掌理する。</u> <u>14</u> 略 第23条 略 2～10 略 11 推進監は、上司の命を受けて、SSP構想に関する事務を掌理する。 12～18 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。